



2017.11.30 No.24

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL <http://tomari816.com>
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座 02790-1-100850

第22回 法廷だより

2017年9月19日、第22回口頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

雨にも関わらず

傍聴席も満員

2017年9月19日午後2時00分より札幌地裁で、第22回口頭弁論期日が開かれました。傍聴席も満席となりました。

今回の期日では、まず原告の意見陳述を行い、その後弁護団から、防潮堤・防波堤の安全性や地盤の安全性が欠けていることを述べた準備書面(24)の要旨説明を行うとともに、同準備書面を提出しました。その後、弁護団の市川弁護士と田中宏弁護士が進行に関する意見を述べました。

(準備書面は8ページ)

原告意見陳述

原告の意見陳述は、これまで長年にわたって原発問題にかかわる運動に参加してきた中村廣治さんが行いました。これまでかかわってきた運動について述べた上で、福島

事故の反省もなく再稼働へ向かう風潮に疑問を投げかけ、原発の危険性を訴えました。(意見陳述の内容は2ページ)



弁護団の口頭陳述

準備書面(24)のうち、防潮堤・防波堤の安全性についての口頭陳述は、今橋弁護士が行いました。そこでは、防潮堤や防波堤の変形の恐れが原子力規制委員会によっても指摘されていることに触れ、津波の流入などによって安全性が損なわれる恐れがあることを指摘しました。

地盤の安全性についての口頭陳述は、菅澤弁護士が行いました。液状化の危険があること、それによって原発の重要な施設から放射性物質が漏れる危険があることを含む様々な問題点も踏まえ、複合災害が起こる恐れがあるのに、被告は様々な問題点についての検討が不十分で、シビアアクシデント対策を講ずる能力がないことを指摘しました。

進行に関する意見として、

市川弁護士は、被告は訴訟提起から6年も経っているのに被告は現時点で安全性を主張立証できていないということであり、裁判所は被告のこれ以上の主張立証の準備や原子力規制委員会の判断を待たず、独自に早期に判断すべきであることを述べました。続いて田中宏弁護士は、市川弁護士の意見を前提に、原子力規制委員会の審査が長引いたのは、専ら、被告の準備不足によるものであって、被告から新たな主張立証があっても、裁判所は民事訴訟法上の「時期に後れた攻撃防御方法」として却下して、判断を延期しないよう求めました。

今後の予定等

次回期日は、12月19日(火)午後2時00分からです。(なお、次々回は3月20日(火)午後2時00分と予定されています。)

次回もたくさんの方に傍聴にお願いいたします。ともに廃炉への意志を表明していきましょ。

(文責・竹信航介)

次回口頭弁論

2017年12月19日(火) 14:00から

場所/札幌地方裁判所

意見陳述

原発問題と40余年

原告 中村廣治

私は、1972年に大学を卒業し、高校の教員になりました。最初の6年間は、福島県の県立高校で勤務し、その後、北海道に戻り、32年間道立高校に勤務し、2010年3月に定年退職しました。現在は、私立高校の時間講師をしながら、泊原発の廃炉をめざす会の世話人、泊原発の廃炉をめざす会十勝連絡会の代表をしております。

福島第一原発裁判の原告に

私は、原発問題に大きく3回関わりました。その最初は、福島県在住時です。当時、福島県では既に東京電力福島第一原発1号機が営業運転を開始していました。その原発が、2011年3月に過酷事故を起こした訳です。

1974年に東電福島第二原発建設反対運動の一環として裁判闘争が組織され、その原告団の一員となり、反対運動に参加しました。原発は安全という宣伝が大々的に流され、原発容認が県民多数の状況の



中で、原告になるには、大きな勇気が必要な時代でした。アメリカでスリーマイル島原発事故が起こったのは、1979年です。その5年前に、裁判闘争が始まった訳です。当時は公害反対運動が大きく盛り上がり、諸公害反対運動と連帯して取り組まれました。原発の危険性について多岐にわたる論点が争われましたが、この当時から原発の使用済核燃料の再処理や放射性廃棄物の処分についても、「明確な科学的見通しをまったく持たないまま、危険な道につきすすみつつあること」が指摘されていました。いわゆる「トイレなきマンション問題」です。また、地震・津波による原子炉破壊の危険性、水素爆発の危険性も指摘されていました。

一つの直接請求運動

原発問題に関わった2回目は、泊原発の1号機の試運転が目前に迫った1988年の2つの直接請求署名運動の時です。1979年にアメリカのスリーマイル島原発事故、1986年にソ連のチェルノブイリ原発事故が起こったことから、原発の危険性は多くの道民に浸透しつつある中で、直接請求運動でした。泊原発に関する道民の意思表示ができるように「道民投票条例」を求めた直接請求署名が約90万人分集まり、横路知事に直接請求を行いました。知事は、行政の継続性や条例の実効性に問題があるとして、請求に対して消極的な意見書を提出し、臨時道議会は、2票差で投票条例案を否決しました。もう一つの「泊原発と貯蔵工学センターを設置しない条例」の制定を求めた直接請求署名は、約47万人分集まり、知事に直接請求を行いました。条例案は、1989年の1月臨時道議会で、共産党を除く会派が反対して否決されました。しかし、直接請求運動を成功させるために学習会を数多く組織し、原発問題を深く学び合ったことは、大きな成果だったと思います。

泊原発廃炉裁判の原告に

原発問題に関わった3回目がある。今回の泊原発廃炉訴訟です。2011年3月11日午後2時46分頃に東北地方で巨大地震が起こり、「東日本大震災」が発生、大地震と津波により、東電福島第一原発は全交流電源喪失、炉心損傷の過酷事故が進行し、水素爆発を起こしました。世界の歴史に残るこの大事故により、多くの国民は、原発の「安全神話」にだまされていたことに気づき、「安全な原発はない」、「人類は原発と共存できない」、「原発ゼロの社会を目指そう」が大きな世論になりました。その中、北海道では、泊原発を廃炉にするための裁判闘争が呼びかけられ、福島県勤務時の教え子をはじめ福島県民の苦難に思いをはせ、今度こそ原発ゼロをめざして頑張ろうと、私も原告の一員となりました。今、世界の脱原発の流れに反し、日本では福島原発事故の原因究明も進んでいない中、原発の再稼働の流れが強まっていますが、あの3・11の反省はどこに行つたのだと声を大にして言いたいところです。

廃炉を求める理由

私が、泊原発の廃炉を求める理由は、①泊原発が立つ積丹半島の西側に海底活断層があること（これは、原子力規制委員会も認定している）。従って、②地震等によって、一旦事故があれば、放射能汚染によって北海道に人が住めなくなることで、日本の食糧基地である北海道が壊滅すること（これは、福島の実状を見れば分かります）。③原発が再稼働されれば、核廃棄物が溜まっていきます。核廃棄物の処理が難しいことや100年以上も管理することは、地震列島日本ではできないこと（トイレなきマンション問題）。④泊原発はこの5年間運転停止してきましたが、電力不足は起こっていないこと。などです。私たちの孫子にこの自然豊かな北海道を残していくために、何としても泊原発を廃炉にしたいと願っています。

最後に、原告の一人として、意見を述べる機会をいただき、ありがとうございます。どうか、裁判長ならびに裁判官の皆様が、これまでの論点を深く解明し、意見陳述にも今一度目を通し、泊原発を廃炉にする決定を下していただきたいと願っています。

（部省略）

第22回 口頭弁論報告会

結審の日は近いのだろうか。2011年11月11日提訴から約6年。第22回口頭弁論期日で市川弁護士団は裁判長に「原告は次回で結審することを求める」旨、主張した。そのため裁判終了後に進行協議が行われ、弁護士団が報告会会場に到着したのは、会開始から30分経った頃だった。

これまで被告の北電はほとんど主張立証して来ず、「結審の機は熟している」（常田共同代表）。被告は、（いつまでに反論を出せるか明示する）よう前回期日で裁判長に求められていたが、今日それができなかった。火山については来年3月までに、それ以外の諸問題については規制委員会の審査中であり、現段階では明言できないと言っているのである。

裁判所の判断は、し

かし、結審請求棄却だった。被告の反論は近々出そうもないので、結審し判決を出したいが、上級審で簡単に覆らない判決文にするためにもう少し論理補強したいという理由からだ。そして原告に、地震動の大きさ（海底活断層が動く、何ガルになるのか）と、その結果、原発のどこが壊れるのか、立証するよう求めた。「難しい宿題だ」が、イベントツリー解析によるリスク評価やストレステストの再検討、全体のシミュレーションをし、次回、安全ではないことを法律論で訴えていく。

市川弁護士による以上の報告等の後、今橋、菅澤両弁護士から法廷での主張―泊原発敷地の液化・地盤沈下―の概説が映像を示しながら行われた。原発建設前の泊の地図と泊原発の航空写真がオーバーステッドで映され、と、3号機タービン建屋、給水ポンプなどは



埋め立て部分にあることが一目瞭然。改めて最悪の事態を想像する。

意見陳述した中村廣治さんは40余年様々な公害運動に係わってきた、得た教訓が未然防止だ。原発事故を「未然防止するためには私は闘っている」と強調した。本場に、泊原発が過酷事故を起こしてからでは遅い。その前に廃炉にする。原告と弁護士団の強い意志が感じられる報告会だった。

（原告 千田素子）

泊原発廃炉訴訟 第22回口頭弁論

集会・報告会

アンケートのまとめ（抜粋）

①裁判のご感想やご意見をお聞かせください。

泊原発側から何の弁もなかったので、驚いた。弁護士さんから色々な話があってよかった。説明の画面がもっと大きい、中央にあると判りやすいと思った。

北電の不誠実な対応には許せない気持ちでいっぱい。

裁判長、被告とのやりとり始まった。具体的に判りやすい。

茨城県からの自主避難者です。同じ地裁の損害賠償裁判は必ず参加していますが、泊は初めて参加。泊の方が熱くて驚いた。損害賠償訴訟と泊原発訴訟はセットでなくてはならない。泊原発訴訟の方々も損害賠償訴訟にもぜひ参加していただきたい。

4人の弁護士たちの発言がわかりやすかった。前回に続き、この訴訟、イけるかもと心強くなる。希望の持てる進め方、裁判長がノリ気なのだと思ってびっくり。

いつもながらの一方通行で、被告から何もないことに苛立ちを感じる、最後に結審が来年3月か、という言葉聞き、「いいよか」という希望がわいた。

泊弁護士団指摘の様に、北電のふざけた態度を裁判所も今まで片棒を担いできた様に思う。今回引き延ばしについて、裁判所もまともな態度をとった様だが、想定外事態は発生するものだと想定を持って、と言いたい。

期待したいです。抽選になるよう（人）を誘ってみたいです。

最後のツメと思える状態で、何とか良い方向へ弁護士団にお願い致します。

裁判長の声が良く聞こえて好感が持てた。泊弁護士団の主張も理解しやすかった。

②口頭弁論終了後の報告会のご感想やご意見をお聞かせください。（まとめ）

今までの事や今後の話が話され、有意義だった。

映像を使つての説明は分りやすく。理解が深まった。

地域での取り組み、活動の報告があって良かった。空知の会の森山さんと30年前、泊1号炉の反対運動や署名運動を懐かしく思い出した。

意見陳述で、この様な一種の反公害闘争の重要な点はその発生を未然防止ということが最重要だとのこと指摘があったが、改めてそうだなあと再認識した。裁判が結審に向かっている感じがした。

弁護士団の悩みが良く理解できた。

③泊原発の廃炉をめざす会へのご感想やご意見をお聞かせください。

弁護士団の各位のご尽力に敬意を表します。次回口頭弁論の12月19日に期待しています。

安倍政権を倒すことが、廃炉への近道ですね。

裁判をする会ですが、防災や核ゴミ問題、知事への要請行動など、タイミングを逃さず、継続していく日頃の運動も大切。

『NO NUKES RIGHTS』を叫び、未来の町づくりを考える 『とまロック2017 泊原発廃炉でいいんでないかい!!』報告

8月19・20日の2日間に渡って行われた『とまロック2017 泊原発廃炉でいいんでないかい!!』は、天候にも恵まれ、2日間の日程を無事終えることができた。

ライブには地元で活動するアーティストをはじめ、東京で原発メーカー訴訟を闘い、原子力の恐怖から自由に生きる権利「NON NUKES RIGHTS」を訴える弁護士士の島キクジロウ氏も参戦。会場の岩内町旧フェリーターミナル広場には、芝生の上を裸足で駆け回る子どもたちの微笑ましい姿が見られた。

参加アーティストの1人で、福島原発事故で避難を余儀なくされたという男性は「福島では今も子どもたちが外で裸足になって遊ぶことができない」と語り、この日本には、たっ



た一度の原発事故で、ささやかな日常を奪われ、それを取り戻せない人々が大勢いるのだという現実を、改めて思い知らされた。

大変良い雰囲気の中で行われたライブだったが、やはりギヤラリーの数が少ないことが残念であった。来年はもっと大勢で参加して盛り上げることが必要だろう。

さて、ここでは初日夜に行われた『どうする原発に頼らないまちづくり』と題したパネルディスカッションについて、特に二次産業に従事している地元住民の話について詳しく触れたい。

今回のパネルディスカッションには、地元からは金沢志津夫さん（岩内町・漁業）と藤本修さん（共和町・農業）の二人がパネラーとして参加した。



島キクジロウ氏（写真中央）

金沢さんは青年時代から泊原発の建設に反対し、当初は岩内町の漁協も原発反対で一枚岩だったのが、徐々に北電による切り崩し工作で分断され、ついには親子や家族間でも賛成・反対で険悪な関係になるなど、原発によって人間関係が壊されていく様子を語った。



また、金沢さんは近隣の「原発のない町」に比べて、

岩内町は漁業を町の基幹産業として育成する努力を怠ってきたと指摘する。例として寿都町では漁業の6次産業化を推し進めて様々な特産品を生み出し、行政も他の自治体にアンテナショップを出店するなど努力していることなどを挙げ、「岩内町も漁業の6次産業化を進め、地場産業を振興することが原発に頼らない町づくりに繋がる」と訴えた。

藤本さんは、原発という莫大な建設費がかかるものを建てるのに、地元にもお金をくれるということに疑問を感じて反対運動を起こし、原発建設賛成を表明した町長のリコール運動の先頭に立ったが、原発から離れていくほど（といっても5キロ程度の距離だが）署名が集まらなくなり、保守的な雰囲気の中で胡乱な目で見られるなど、当時の苦難を語った。

原発に頼らない町づくりについて



は、共和町名産・らいでんスイカが誕生するまでの苦労を例に挙げ、

「人間は本当に困らないと考えない。原発マネーがあるうちは、誰も原発に頼らない町づくりを考えよう」と、問題の根深さを指摘した。その上で、北電から電気を買うことをやめ、他社の契約に切り替えることを、今自分に出ることとして取り組んでおり、参加者にも他社への契約に切り替えるよう訴えた。

このシンポジウムには130名以上が参加するなど、「今までで初めて（藤本さん）」というほどの盛況ぶりであった。仮に原発再稼働に賛成の立場であっても、2012年に泊原発が停止して5年以上が経った現在では「このまま原発が再稼働できなかつたら、どうすればいいのか？」という不安が大きくなっているはず



であり、今回のシンポジウムは「原発マネーからの自立」を真剣に考える良い機会になったのではないだろうか。

（公平 孝一）



「とまロツク」の 地質・地形巡検報告

関根 達夫
《脱原発をめざす北電株主の会事務局長》

「行動する市民科学者の会・北海道」の小野有五さんの案内する巡検に参加しましたので、報告いたします。大型バスが満員になるほどの人気でした。

まず、岩内の町の背後にある岩内台地の崖を見学しました。「泊原発・再稼働してはいけない8つの理由」のパンフレットに書かれているように、北電は、この崖をつくっている砂の層に含まれている岩片の年代を測ったところ120万年前だったので、砂の層もすべて120万年前と主張していたそうです。

しかし、砂層の直上には、11・5万年前に降った洞爺火山灰がのつており、台地の高さも30m足らずで、これは全国に分布している12・5万年前の海成段丘と考えるのが学界の常識だということです。いくら岩片の年代を測っても、それがまわりの砂層の年代ではないことは、地質学のイロハですが、現地を見て、確かにその通りだと納得しました。

北電は、泊原発の敷地内にある同じような砂の層も、この「120万年前」の地層と断定。したがって、そこに断層があっても、地層が古いのだから活断層ではない、と主張してきたのです。しかし、泊原発の敷地内で断層の見られる砂の層は、約50mの高さの海成段丘をつくっている、これは、小野さんたちの調査では、約33万年前の地層になるそうです。

原発の敷地には入れないので、それとほぼ同じ高さにある、共和町の大きな崖を観察しました。ここにも厚い砂の層が見られますが、岩内台地とは異なり、見事な縞模様（層理）

が発達しています。これは、33万年前、岩内平野がまだ湾だったとき、そこに流れこんでいた河川の河口部にできたデルタ（三角州）の地層だそうです。洪水時にデルタに流れ込んだ砂礫層も見られました。

さらに、崖の最上部には、新たな火砕流堆積物が小野さんたちによって発見されました。時間がないので下から見上げるだけでしたが、大きな岩塊が入っているのが見えました。北電は、この火砕流についても、小野さんたちが指摘するまで、まったく規制委員会に報告していなかったそうです。北電の酷さを改めて感じました。

北電は、砂の地層はすべて海底で堆積したと主張してきたようですが、巡検では、約20万年前の海岸に風で運ばれて堆積した砂丘の地層も見ることができました。

そのように、時代も堆積した環境もまったくちがう地層を、すべて古い地層とし、だから、活断層もなく、地殻変動もない、と北電は主張してきました。いったい、北電は本当に調査をしたのだろうか、と疑問を感じました。

泊原発西方の積丹半島の海岸では、洞爺火山灰がのつている砂の地層が、海成段丘をつくっています。こちらは北電も、12・5万年前の段丘にしているのに、わずかしき離れていない岩内台地のほうでは、それを否定して120万年前と言っている。

るのは、まったく矛盾しています。

さらに兜岬まで北上すると、泊原発の基盤岩をなす神恵内層の水冷破碎岩が、海側に急傾斜で落ち込んでいるのが見え、海岸には、波で削られた平らな波蝕棚が広がっていました。波蝕棚は泊原発のある積丹半島の西側海岸には広く発達しますが、東側海岸には見られず、西側が地震で隆起していることを示唆しています。

規制委員会もここを見学し、波のかぶらない、1段高い波蝕棚は「離水ベンチ」で、地震性隆起を示す地形だと判断したのです。

最後に、共和町で洞爺火砕流が流れる大きな崖を見ました。22mもの厚さがあるそうです。

洞爺カルデラが大爆発したとき、途中の山も軽々と乗り越えて流れてきました。北電は、この露頭付近までしか到達しなかったと主張していますが、巨大な灰神楽となつて押し寄せたことは間違いありません。火砕流は手で崩せるほど軟らかいのですから、川などで削られたら、簡単に流失すると思われました。

やはり、百聞は一見にしかず。裁判官にも、ぜひ現場を見てほしいと思います。巡検を案内くださった小野先生に感謝いたします。

地域連絡会 報告

泊原発廃炉の会・そらち

森山軍治郎さんを偲ぶ会

十月六日、美唄市にある「安田侃彫刻美術館 アルテピアッツア美唄」で、昨年の十一月に亡くなった森山軍治郎さんを偲ぶ会を行いました。

軍治郎さんは、喉頭癌を抱えながら、泊原発の廃炉をめざす会の世話人・事務局長として活動され、亡くなるまで二年半の短い期間でしたが、「泊原発廃炉の会・そらち」の会長でもありました。

彫刻家で「アルテピアッツア美唄」を創った安田侃さんと軍治郎さんが、無二の親友であったことを私は葬儀で知りました。美唄はお二人の故郷です。「アルテピアッツア美唄」は、軍治郎さんも特別な想いを寄せていた場所。ここに集い、静かなひと時を過ごせば、生前には知りえなかった軍治郎さんに触れられるだろうと考え、この場所を選びました。

当日は穏やかな秋日和、美しい緑の中、屋外での集りになりました。章子夫人が持参された軍治郎さんの写真を囲んで座りました。木々を抜けてくる風が心地よく彫刻を傍に感じながら、みなさんの話を聞きました。

安田侃さんも「アルテピアッツア」二十五周年記念展でお忙しい中にもかかわらず参加され、「第二次世界大戦中に美唄の炭鉱で亡くなった朝鮮人の名簿を、韓国に届ける」活動で、軍治郎さんが担った重要な役割について話して下さいました。



美唄市は炭鉱で賑わった町ですが、石炭から石油への転換で炭鉱が閉山になり、人口の急激な減少を経験した町です。その中で、美唄市消費者協会の活動は元気でした。原告で前会長の土屋裕子さんからは、学習会の講師などとして消費者協会の活動に参加した若き日の軍治郎さんの話を聞きました。

最後に、中村新会長のギター伴奏で、軍治郎さんのお好きだった曲を章子夫人と共に、青空の彼方に届けました。

「アルテピアッツア美唄」は、炭住街にあったマンモス小学校の跡地に作られ、校舎の一部が作品の展示と幼稚園として利用されています。

(副会長 榎原郁子)

十勝連絡会

さようなら原発集会に参加

10月9日、廃炉の会十勝連絡会では地元の「原発をなくす十勝連絡会」のみなさんとバスを仕立てて札幌に向かい、「さようなら原発」北海道集会に参加しました。バスの予約の関係もあり3か月前からのツアー準備でしたが、事前に探り当てていた日程が1か月前になうて間違っていたことが偶然に発覚。大慌てでバスの予約を取り直し、チラシを作り直すというハプニングもありました。公式のイベント告知は、地方を配慮し日程だけでも3か月前にお願いしたいものです。十勝連絡会にスピーチの依頼が

北区の会

北区の会では7月10日から10月30日までの間に10回、「泊原発の再稼働を認めないで」「北海道に核ゴミを持ち込まないで!!」の署名活動を行いました。麻生イオン前あるいは紀伊国屋前で、午後1時半から約1時間、道行く人々にチラシ「日本で原発を動かす怖さ」「原発のコストは高い」を配り、署名を訴えました。今年の署名はこれで終わり。来年は泊原発を再稼働させない北海道連絡会の署名活動を行う予定です。

あり、事務局の菅原がスピーチしました。駆けつけることが出来なかった仲間、脱原発の実現のため選挙で頑張っていること。十勝連絡会は、月2回署名アクションなどに取り組んでいること。裁判で北電は22回の公判のなかで一度も安全立証が出来ず、裁判長は「いつまでも待てない」とくぎを刺し、弁護団長は「結審の機は熟した」と法廷で発言し、大詰めを迎えていること。フルトニウムは飲んでも安全」や「敷地外のフルトニウムは無主物」と言い放った原子力ムラのことは決して忘れず、泊原発を必ず廃炉にしようと訴えました。

ステージの前では十勝連絡会のメンバーが横断幕をもって立ち、スピーチ



手を盛り立ててくれました。原子力ムラは公共の電波を使って平気で大ウソをつき、国民の良識を蹂躪したのです。私たちからバトンを引き継ぐ世代のためにも、最後までたたかい続けていきたいと思います。

(事務局長 菅原哲也)

9月10日にはエルプラザ2階・環境研修室で、小野有五さんを講師にまねいての講演会「泊原発再稼働してはいけない8つの理由」を開催しました。情熱に満ちた講演は、特に活断層や積丹半島の地形、洞爺火砕流の話になるとさらに熱を帯び、中身のぎっしり詰まったお話に魅了された2時間半でした。

9月11日には、原子力規制委員会の田中俊一委員長(当時)に対し、東京電力柏崎刈羽原発6、7号機審査書案了承の方針を固めたことに対する抗議文を提出しました。抗議への賛同を「泊原発を再稼働させない北海

道連絡会」のMLを通じて募ったところ、わずか二日で13団体が名前を連ねてくれました。13日に出されると報道のあった審査書案了承は、一度は引き伸ばされましたが、10月4日には了承され、福島第一原発事故を引き起こした東京電力柏崎刈羽原発再稼働にむけての手続きが、大きく前に進みました。このようなとき市民の力は非力に見えますが、それでもこのような抗議の声をあげ続けることが大事なのだと信じ、活動を積み重ねていきたいと思います。

(共同代表・井上敦子)

泊原発の再稼働を認めないよう求める 公開質問状

泊原発を再稼働させない北海道連絡会

私たち「泊原発を再稼働させない北海道連絡会」(以下、北海道連絡会)は、さる5月19日、貴職宛てに泊原発の再稼働に関する申し入れを行いました。5月31日付で、北海道総務部危機対策局原子力安全対策課長 前川清三郎氏と 北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 参事水口信生氏 名の文書回答をいただきました。しかし、この文書回答には、貴職の名前はどこにもありません。私たちは、北海道知事へ申し入れを行なったのであり、このような関係部局役職員名の回答を求めたものではありません。また、文書回答の内容も道知事が道民の安全に責任を負う立場にないもので、納得できないものでした。

つきましては、あらためて貴職宛てに、以下の公開質問状を提出し、貴職名の責任ある回答を求めます。

① 前回の回答に関して

なぜ、貴職名の文書回答でなく、関係部局役職員名の文書回答をされたのか、納得いく説明を求めます。

② 泊原発の再稼働を認めないよう求める公開質問状

私たち「北海道連絡会」は、以下の諸点から、道民の安全に責任を負う貴職は、泊原発の再稼働を認めるべきでないと考え、公開質問状を提出します。誠意ある回答を求めます。

(1) 福島第一原発事故の最大の教訓は、二度と同じような重大事故を繰り返してはならないということです。福島県では県議会と県下の59市町村の市町村議会すべてが、原発のない福島県を願い、全原発を再稼働せず廃炉にすることを求めています。

北海道でも、泊原発が福島第一原発のような重大事故を起こせば、取り返しのつかない事態になることは明らかです。しかも、福島第一原発事故後に決定された原子力規制委員会の適合性審査の新規制基準は、重大な原発事故が起きることを「想定」し、起きた場合、その被害や影響をできるだけ小さくする立場の基準に過ぎません。フクシマ原発事故の教訓が生かされたものとはなっていません。

したがって、道民の安全に責務を負う貴職は、フクシマ原発事故の教訓を生かし、泊原発の再稼働を認めるべきでないと考えます。

ところが、貴職は、原発は安全最優先だと言いながら、泊原発はいま原子力規制委員会で審査中であり、予断を持って言える段階ではないとして、再稼働を認めないとは決して言ってきていません。これはフクシマ原発事故の教訓に反し、道民の安全を最優先にしない誤った対応ではありませんか。明確な回答を求めます。

(2) 憲法は主権在民を原則としています。この原則に立った政治を行うことが国政も地方政治も当然の大前提と考えます。泊原発の再稼働の是非に関し、今年4月に実施された「道新」の世論調査では、泊原発の再稼働に「反対」が59%と報じられました。この民意を実現する立場をとることが貴職に求められていると考えます。きっぱり泊原発の再稼働を認めない決断を下すべきではありませんか。明確な回答を求めます。

(3) 万が一、泊原発で重大事故が発生した場合に備え、関係地域の全住民が安全に避難できることは、緊急時対応として不可欠のことです。しかし、規制委員会が策定する原子力災害対策指針では、5キロ圏内を除いた30キロ圏内では、相当量の放射性物質が放出されてから避難することになっており、被ばくが前提となっています。また、安定ヨウ素剤も、各戸へ事前配布するのではなく、避難集合場所で配布することになっている等、二重三重に安全性を保障しないものとなっています。このような原子力災害対策指針をもとに作成された避難計画の下では、何度防災訓練を重ねても被ばくなしに避難できる保障は全くありません。この点からも、泊原発の再稼働は認めるべきではありません。明快な回答を求めます。

(4) さらに原発から30キロ圏を超えた市町村には原子力災害対策指針に基づく避難計画さえ策定が義務付けられていません。策定しても国や道の何らの財政支援も体制的支援も得られないのが現状です。しかし、重大事故時には放射性物質は、30キロ圏外にも及びます。30キロ圏外の道民の安全を保障できないことは明白です。

貴職は、30キロ圏外の防災対策にも責任を負っています。しかし、現状の原子力災害対策指針では、30キロ圏外の住民の安全について責任を果たすことができないのは明らかです。この点からも、貴職は、泊原発の再稼働を認めるべきではないと考えます。明確な回答を求めます。

(5) 規制委員会における泊原発の審査会合では、泊原発が立地している積丹半島西岸の前面海域に海底活断層の存在の可能性を否定できないこと、防潮堤や冷却水貯蔵棟など重要施設が立地している泊原発敷地内の海側は広範囲にわたり埋め立て地であり、防潮堤を含む重要施設の液状化の恐れがあることが指摘されています。

さらに、泊原発が立地している積丹半島西岸の地形の形成が、地震性隆起による可能性も指摘され続けています。地震で隆起するような地形に原発を立地すること自体、認められないではありませんか。きっぱり泊原発の再稼働を認めず、廃炉にするよう求めるべきではありませんか。明快な回答を求めます。

以上の私たちの質問について、是非とも貴職のお考えをお聞かせ頂きたいと思いますので、本書面を受け取った後、貴職名による責任ある回答を2週間以内にご返答頂けるようお願いいたします。

2017年9月8日

〒060-0808 札幌市北区北8条西6丁目2-23-806 泊原発の廃炉をめざす会事務局 気付

泊原発を再稼働させない北海道連絡会

代表 市川 守弘

第22回口頭弁論 準備書面

第22回口頭弁論期日において原告は、準備書面24を提出、要旨の陳述を行った(前半部分は今橋、後半部分は菅澤両代理人)。

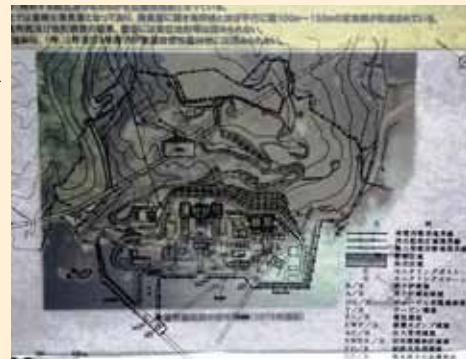
本書面は、2016年7月、10月そして本年3月の3回の規制委員会・適合性審査会合において、北電が自ら認めたり、規制庁から指摘を受けたりした泊原発の地盤の安全性の欠如、そして北電の安全性に対する基本的姿勢について述べたものである。

泊原発の防潮堤は、福島第一原発事故を受けて2014年に、高さ海拔16.5mで完成した。また、防波堤は、原発前面の海上に南北2つある。

防潮堤や防波堤については、当然のことながら、津波が来てもそれが敷地内に流入しないように、地震によって防潮堤・防波堤自体が壊れないように、この安全基準が定められている。

しかし北電は、泊原発の防潮堤や防波堤は、「地震によって地盤の液状化が生じる恐れがあることが判明した」「防波堤も津波で流される危険がある」と規制委員会に報告をした。防潮堤の一部はその地盤に液状化しやすい砂の層があり、また他の部分は海を埋立てた地盤(原発設置工事の際に生じた岩砕を用いて埋立てた)の上にあるというのだ。

ここで特に指摘しておくべきことは、北電は、規制委員会の指摘があつてはじめてこの問題点を認識したということである。



↑元々の地形を示す航空写真と現況図を重ね合わせると、重要な構造物が海を埋め立てた地盤の上にあることが確認できる

液状化の危険Ⅱ続々判明！

北電は、2016年7月の審査会合で、「道路橋示方書」という基準を用いた上での「液状化の恐れはない」との評価を示した。これに対して規制庁からそのほかの複数の基準で液状化の可能性を判断するように」との指摘があり、その結果、次の10月の審査会合で、「液状化の影響を考慮する必要がある」との報告を行うに至ったのである。その後現在に至るまで、北電は、これらの問題について有効な対策を示すことができない状況が続いている。

地盤の安全性欠如の問題は、防

潮堤・防波堤にとどまらない。2017年3月の審査会合においては、規制庁自らが資料を用意し、問題点を指摘した。先に述べた「液状化のおそれのある埋立て地盤」の上には、防潮堤以外にもタービン建屋、循環水ポンプ建屋といった屋外重要土木構造物が建っている。循環水ポンプが機能しなくなった場合の惨事は、福島第一原発事故で自明のことであろう。

さらに同日の審査会合で規制庁は、阪神淡路大震災や東日本大震災の時の写真をもつて、岩砕を用いた埋立地盤の液状化被害例を示し、泊原発での検討を北電に求めたのである。

地震や津波の影響は単独で生じるものではなく、原発敷地内の様々な構造物に影響を及ぼすのであり、多くの事項についての安全性確保が要求される。しかし、北電は、(前回既に指摘した)海底活断層を無視してきたという事実を含め、適合性審査会合で次々と泊原発の安全性の不備を指摘され、延々と審査が続いている状況である。

以上のことから、北電が原発の安全性を適切に評価して、安全性を確保して稼働させる意思、能力が欠けているということが明らかであるということができ、本訴訟でも北電は積極的な安全性の主張立証ができていない。従って、現在の泊原発の存在が原告らの人格権を侵害していることは明らかである。

(今橋直・菅澤紀生)

お知らせ

第23回 口頭弁論

2017年12月19日(火) 14:00~
札幌地裁(札幌市中央区大通西11丁目)

- 集合 13:10 大通公園西11丁目
- 集会 13:50~ 傍聴抽選に外れた人対象
- 報告会 口頭弁論終了後~16:00
- 会場 北海道高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

チカホイベント

- 日時 2018年2月19日(月) 11:00~17:00
- 場所 札幌駅前地下歩行空間
憩いの空間(E-3 E-4)(5番出口付近)
- 内容 ●かわはら先生の前出講座(2回)
●原発スライドショー ●署名活動・会員募集など

HAIRO ニュース発送作業

HAIROニュースは年4回発行しています。発送には毎回約30人のボランティアさんが集まって、4時間ほどかけてニュースの封入、封緘作業をしてくださっています。

みなさん休憩時間も惜しんでひたすら黙々と作業を続けます。ニュースの他に講演会のチラシや廃炉の会と共催しているイベントのお知らせ文書などを同封する時は、印刷物の周りをぐるぐるまわる帳合作業があります。

どんな作業も楽しんで、和気あいあいと続けるボランティアさんの手を経て、みなさんの元にニュースが届きます。

